

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 8 月29日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第28号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第2条、第3条関係）			別表第1（第2条、第3条関係）		
組織	職	区分	組織	職	区分
略			略		
警察	警察本部	略	警察	警察本部	略
		課長			3種
		企画官			
		監察官			
		隊長			
		所長			
		室長			
		場長			
		広報官			
		首席師範			
管理官（人事委員会が承認したものに限る。）					
略			略		
略			略		
略			略		

附 則

この規則は、平成20年 9 月 1 日から施行する。